

北海道土地利用基本計画 (計画図)の変更について

平成30年2月

北海道
総合政策部政策局
土地水対策課



【変更地域概要】

整理番号	変更地域名	関係市町村名	変更する面積		変更する部分の重複面積(ha)				変更部分の地目状況(ha)		変更を必要とする理由(地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況	資料ページ	
			拡大面積(ha)	縮小面積(ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減	地目					面積
					名称	面積	名称	面積							
1	滝川農業地域	滝川市	508		都森 209	農用 180			農地 180	180	道立滝川畜産試験場の跡地で、一部が農地である地域であり、今後も農地としての利用が見込まれることから、周辺の農業振興地域と一体として総合的な農業の振興を図る必要があるため。	滝川市農業振興地域の変更(平成30年4月)農用地区域への編入(平成30年6月)		3~8	
2	幌加内農業地域	幌加内町	55		森公 3	農用 51			農地 41	41	現況農地を含む地域で土地改良事業を予定しており、周辺の農業振興地域と一体として総合的な農業の振興を図る必要があるため。	幌加内町農業振興地域の変更(平成30年3月)農用地区域への編入(平成30年6月)		9~14	
3	士幌農業地域	士幌町	46		森 30	農用 15		△16	農地 30	30	現況農地を含む地域で土地改良事業を予定しており、周辺の農業振興地域と一体として総合的な農業の振興を図る必要があるため。	士幌町農業振興地域の変更(平成30年4月)農用地区域への編入(平成30年6月)		15~20	
4	恵庭農業地域	恵庭市		4	都 4	調整 4			農地 3	3	市街化区域に隣接する地域で、民間開発により住宅系土地利用の実施の見通しが明らかになり、市街化区域に編入することから、総合的な農業の振興を図る必要がないため。	恵庭市農業振興地域の変更(平成30年4月)千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更(平成30年3月)	・平成29年10月27日、北海道から北海道開発局へ文書にて事前協議。 ・平成29年12月14日、農林水産省農村振興局長から北海道開発局長に、事前協議に異存ない旨の文書回答。	21~26	

5	根室 農業地域	根室市		8	都	8			原野 等 道路 宅地	1 2 5	用途地域に隣接する 地域で、既に住宅地が 形成されていることから、 整序ある土地利用 を図るため用途地域に 指定するもので、総合 的な農業の振興を図る 必要がないため。	根室市農業 振興地域の 変更(平成30 年4月) 根室都市計 画用途地域 の変更(平成 30年3月)	・平成29年8月15日、根室市 と北海道根室振興局農務課 で事前調整終了。 ・平成29年8月23日、北海道 建設部都市計画課と北海道 農政部農地調整課で事前調 整終了。	27～33
6	芦別 森林地域	芦別市	21		農	21	民林	21	原野 等	21	森林環境保全整備 事業により植林を実 施することが明らか であることから、今 後、森林としての利 用・保全を図る必要 があるため。	石狩空知地 域森林計画 対象民有林 の変更(平 成30年4月)	北海道森林審議会にお いて了承。 (平成29年12月18日答 申)	34～39
7	日高 森林地域	日高町	29		農	29	民林	29	森林	29	現況が森林である ことから、今後も 森林としての利 用・保全を図る必 要があるため。	日高地域森 林計画対象 民有林の変 更(平成30 年4月)	北海道森林審議会にお いて了承。 (平成29年12月18日答 申)	40～45
8	稚内 森林地域	稚内市	207		農	207	民林	207	森林 原野 等	202 5	現況が森林であり、 森林環境保全整備 事業により森林の整 備が図られる予定で あることから、今後、 森林としての利用・ 保全を図る必要があ るため。	宗谷地域森 林計画対象 民有林の変 更(平成30 年4月)	北海道森林審議会にお いて了承。 (平成29年12月18日答 申)	46～51
9	浜頓別 森林地域	浜頓別町	14		農	14	民林	14	森林	14	現況が森林であり、 森林環境保全整備 事業により森林の整 備が図られる予定で あることから、今後、 森林としての利用・ 保全を図る必要があ るため。	宗谷地域森 林計画対象 民有林の変 更(平成30 年4月)	北海道森林審議会にお いて了承。 (平成29年12月18日答 申)	52～57

10	美幌 森林地域	美幌町	8	農	8	民林	8	森林	8	森林環境保全整備事業により植林が行われたことから、今後、森林としての利用・保全を図る必要があるため。	網走東部地域森林計画対象民有林の変更(平成30年4月)	北海道森林審議会において了承。 (平成29年12月18日答申)	58~63
11	帯広 森林地域	帯広市	26	農	26	民林	26	原野等	26	農地造成等により、既に森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	十勝地域森林計画対象民有林の変更(平成30年4月)	林地開発許可:平成26年12月4日 完了確認:平成28年7月5日 北海道森林審議会において了承。 (平成29年12月18日答申)	64~69
12	上士幌 森林地域	上士幌町	8	農	8	民林	8	原野等	8	農地造成により、既に森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	十勝地域森林計画対象民有林の変更(平成30年4月)	林地開発許可:平成27年5月1日 完了確認:平成28年3月30日 北海道森林審議会において了承。 (平成29年12月18日答申)	70~75
13	鶴居 森林地域	鶴居村	7	農	7	民林	7	その他	7	太陽光発電施設の用地造成により、既に森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	釧路根室地域森林計画対象民有林の変更(平成30年4月)	林地開発許可:平成25年4月30日 完了確認:平成28年11月29日 北海道森林審議会において了承。 (平成29年12月18日答申)	76~81
合 計			888	53									

